

別添

三重県飲酒運転〇（ゼロ）をめざす条例に係る指定医療機関一覧  
（平成27年4月1日現在）

医療機関の名称	郵便番号	医療機関所在地	電話番号
医療法人社団橘会 多度あやめ病院	511-0101	桑名市多度町柚井1702番地	0594-48-2171
かすみがうらクリニック	510-0001	四日市市八田1丁目13-17	059-332-2277
ささがわ通り 心・身クリニック	510-8512	四日市市日永西3丁目5番37号	059-348-7070
あこず内科循環器科クリニック	512-1204	四日市市赤水町1273番地3	059-327-1515
鈴鹿さくら病院	513-0009	鈴鹿市中富田町518番地	059-378-7107
中谷医院	513-0823	鈴鹿市道伯三丁目21-13	059-379-2220
亀山回生病院	519-0124	亀山市東御幸町字穴淵232	0595-84-0300
ゆう心のクリニック	510-0303	津市河芸町東千里155番1	059-273-5651
三重県立こころの医療センター	514-0818	津市城山1丁目12-1	059-235-2125
おおごし心身クリニック	514-1101	津市久居明神町2157番地4	059-255-7432
英クリニック	514-1101	津市久居明神町2090-1	059-259-0808
独立行政法人国立病院機構 榊原病院	514-1292	津市榊原町777番地	059-252-0211
松阪厚生病院	515-0044	松阪市久保町1927の2	0598-29-1311
南勢病院	515-0052	松阪市山室町2275番地	0598-29-1721
じぬしクリニック	515-0063	松阪市大黒田町北出251	0598-23-5101
中島医院	515-0802	松阪市獵師町高須72-1	0598-51-9200
野呂医院	515-1204	松阪市小片野町302番地	0598-34-0054
青木医院	515-1302	松阪市飯南町横野字中道ノ下353-2	0598-32-2002
北島医院	515-0325	多気郡明和町竹川353番地	0596-52-5005
いせ在宅医療クリニック	516-0805	伊勢市御薮町高向927番地	0596-20-8104
医療法人荒木内科循環器科	515-0505	伊勢市西豊浜町字下ノ池5444番地	0596-38-0555
田中病院	516-0078	伊勢市曾祢1丁目7-21	0596-25-3111
医療法人社団久保内科診療所	516-0071	伊勢市一之木3丁目5-13	0596-28-8718
畠中医院	516-0001	伊勢市大湊町862	0596-36-4572
小島医院	516-1423	度会郡南伊勢町村山1118-6	0596-76-2000
公益社団法人地域医療振興協会 三重県立志摩病院	517-0501	志摩市阿児町鶴方1257番地	0599-43-0501
東整形外科	518-0628	名張市桔梗が丘8-5-110	0595-65-2130
榊田医院	518-0727	名張市新町193番地	0595-63-3155
医療法人佐那具医院	518-0001	伊賀市佐那具町420番地	0595-23-3330
上瀬クリニック	519-2423	多気郡大台町新田472-4	0598-85-0106
上里診療所	519-3403	北牟婁郡紀北町海山区上里350-1	0597-33-1100
九鬼診療所	519-3701	尾鷲市九鬼町1080-1	0597-29-2037
南輪内診療所	519-3921	尾鷲市賀田町1520番地	0597-27-3399
協立内科外科医院	519-4324	熊野市井戸町378番地	0597-89-5035
医療法人紀南会 熊野病院	519-4326	熊野市久生屋町868番地	0597-89-2711
紀宝町立相野谷診療所	519-5834	南牟婁郡紀宝町井内123-19	0735-34-0011

- ※ 受診する際には以下の点にご注意ください。
- ・ 受診を希望する医療機関に、事前に受診日の確認を行ってください。
  - ・ アルコール依存症に関する診断は、症状によって診断に要する時間、費用等が異なります。
  - ・ 受診費用は自己負担でお願いします。
  - ・ この通知書一式を持参のうえ、指定医療機関にご提示ください。

## ご案内 ～この通知を受け取った方へ～

飲酒運転違反者の方へ通知しています。

「アルコール依存症受診に関する通知書」のとおり、期限までに別添指定医療機関でアルコール依存症に関する診断を受け、別紙（裏面）報告書により受診した旨を報告してください。

**※ できるだけ、家族の方と一緒に受診してください。**

ただし、下記に該当すると思われる方は、下段「アルコール依存症に関する受診義務免除又は猶予にかかる申出書」に該当事由を記載し、返信用封筒にて報告ください。

記

- ① 医療機関で、既にアルコール依存症と診断されている者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- ③ 傷病等により、現に指定医療機関に行けない者、診察を受けられない者
- ④ 出張等で長期に住居を離れるため、期限内に受診ができないと見込まれる者

【この通知に関する問い合わせ先】

三重県環境生活部 交通安全・消費生活課 交通安全班  
飲酒運転防止（飲酒運転とアルコール問題）相談窓口

TEL 059-224-3101 FAX 059-228-4907

（月～木曜日 午前9時00分～午後4時00分）

※ 相談時間は、祝・休日および年末年始は除きます。

-----  
（切り取り線）

### アルコール依存症に関する受診義務免除又は猶予にかかる申出書

平成 年 月 日

三重県環境生活部長 あて

住 所

氏 名

印

連絡先

「アルコール依存症受診に関する通知書」を受け取りましたが、下記の事由に該当しますので、受診義務の免除又は猶予を認めていただきたく申し出ます。

記

※いずれか該当する項目に ○ をつけたうえ、必要事項を記載してください。

- ・  私は、既に医療機関において、アルコール依存症と診断されています。

「私は、平成( )年( )月に

( ) 病院・診療所等を受診し、

アルコール依存症と診断されました。」

(注) 診察券の写し又は領収書の写しを添付してください。

- ・  私は、通知書に記載の期限までに受診及び報告ができませんので、次の期間、受診及び報告の義務を免除又は猶予してください。

猶予を希望する期間 (平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日)

受診できない具体的理由

(注) 具体的理由を証明する証拠書類等を添付してください。

申し出いただいても、免除又は猶予が認められない場合もあります。